介護サービス事業所 各位

郡山市介護保険課長 郡山市地域包括ケア推進課長 (公印省略)

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について(通知)

このことについて、31 郡介第 4335 号及び 31 郡介第 4671 号にて、介護サービス事業者宛てにQ&A集を通知するとともに、休業等や利用自粛依頼を行った際の報告を依頼したところです。

今般、県内における感染者が増加していることから、各事業所においては、「介護保険最新情報」等を参考に、新型コロナウイルス感染症に関連する情報を随時参照いただくとともに、 冷静かつ適切な対応をお願いいたします。

特に、休業等や利用自粛依頼に関しては、利用者に不利益が生じないよう居宅介護支援事業所と連携の上、代替サービスの提供などの調整を図っていただくとともに、サービス提供時の留意点についてもご確認ください。

なお、事業所が休業等や利用自粛依頼を行った場合には、市内の事業所の状況を把握する とともに国へ報告する必要があるため、下記のとおり報告願います。

また、本通知により、先日公表しました「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス 事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q&A集」の一部を別添のとおり 変更いたします。

記

- 1 対 象 <u>郡山市からの要請によらず</u>、感染防止の観点又は学校等の休業に伴う人 手不足の理由から、<u>事業所又は設置者の自主的な判断により</u>次の内容を 実施した場合
 - (1) 臨時休業又は営業日若しくは営業時間の縮小
 - (2) 利用者本人に体調悪化等の症状がなく、また、濃厚接触者でないにも関わらず、本来利用しているサービスの利用自粛を依頼した場合
- 2 報告様式 別添のとおり
- 3 対象期間 令和2年3月14日以降
- 4 報告時期 1(1)又は(2)を実施した場合、速やかに報告願います。
- 5 報 告 先 介護保険課管理係(電話:024-924-3021 FAX:024-924-8971)

- 6 その他
- (1) 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所における取扱いについて 介護サービス事業者宛 Q&A集」の修正部分は、赤字で表記しています。
 - (2) 新型コロナウイルス関連の情報については、厚生労働省ウェブサイトをご覧いただくとともに、国等や本市通知についてまとめたものを郡山市ウェブサイト上でも掲載していますので、定期的にご確認ください。
 - ※〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕
 - ・[トップページ] > 〔健康・福祉〕 > 〔福祉・介護〕 > 〔介護保険〕> 〔介護サービス最新情報〕 > 〔新型コロナウイルス感染症に関する介護保険関連情報〕

【事務担当】保健福祉部介護保険課(電話:024-924-3021) 保健福祉部地域包括ケア推進課(電話 024-924-3561)